

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2012年2月1日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

損害保険料の会計処理は 決められないままである

IFRS 4 フェーズII アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2012年1月
Francesco Nagari
2012年2月1日



目次

- 直近の合同会議での決定事項のハイライト
- 1月18日と25日にFASBおよびIASBがそれぞれ単独で開催した教育セッションにおけるスタッフ提案と各審議会の議論の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

教育セッションのハイライト – 2012年1月18日・25日

1月12日の評議員会議

- ハンス・フーヘルフォルストIASB議長は、保険プロジェクトのコンバージェンスを達成するにあたり困難に直面していることを公に認めた。

損害保険料を会計処理するための規準についての決定事項は無かった

(保険料配分アプローチ– PAA)

- 今月に合同での暫定合意を予定していた当初の計画が直前で変更された。
- 合同審議はキャンセルされた。
- 両審議会は1月18日と25日にそれぞれ単独の教育セッションを開催した。
- この慎重に検討すべき問題は2月の合同会議に持ち越された。

金融商品 – 分類及び測定

- 1月27日（金）の合同会議で両審議会は、金融商品の分類及び測定に関する共通の解決策を得られるよう協働することを決めた。
- この解決策には、負債性証券に対してOCIを通じて公正価値測定するカテゴリーの論点が含まれる。これはIFRS 4フェーズ との相互関係を考慮したものである。
- この決定の重要性を強調する共同発表がされている。

IFRS評議員会議の詳細 – 1月12日

IASB議長報告

報告書の抜粋:

「金融商品と保険についてFASBとのコンバージェンスという解決策に至るのは難しい状況にある」

「現在IFRSsと米国基準を使用している者にとって、財務報告に多くの改善を必要とするこの2つのプロジェクトに遅れが生じていることは不幸なことだといえる。しかし、この状況を失敗とみなすべきではない。これはIASBが注意深く、柔軟で、かつ、信頼できることを反映したものである。」

議長は追加的な見解も述べている:

- 保険はコンバージェンスプロジェクトではないが、IFRSと米国基準の発行者が会計処理の共通化を強く望んでいるプロジェクトである。
- 米国の保険者は、現行の米国基準の会計処理を維持するようIASBに強く訴えている。
- IASBは、保険をFASBとのMoUに基づく共同プロジェクトとした場合、基準化が数年遅延してしまうため、正式に共同プロジェクトとすることを望んでいない。
- 彼は「ボトムアップ」でコンバージェンスを達成できれば素晴らしいだろうが、「トップダウンでの明確な決定に代わるもの」はないと述べた。

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面 2A (IASB) / 78A (FASB) – PAAの適格性

- スタッフは、プロジェクト全体の進捗報告と、保険料配分アプローチ(PAA)の極めて慎重に扱うべき論点に関する2つの書面を提示した。
- その書面の公表後に、本会議は教育セッションに格下げされた。
 1. アジェンダ・ペーパー 2/78: 進捗報告;
 2. アジェンダ・ペーパー 2A/78B: PAAの適格性規準;
 3. アジェンダ・ペーパー 2B/78B: PAAの測定手法
- 保険料配分アプローチが議論されるのは今回で4度目である。
- さらにこれらの書面は、PAAに関連する以下の論点を扱っていない。
(以下の論点は今後議論される)

1. 保険者は、適格性規準を満たす契約について、PAAの適用を要求されるのではなく、許容されるべきか
2. カバー期間が1年以下の契約についてPAAの使用を許容(または要求)する実務上の簡便法を導入するべきか

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面2A (IASB) / 78A (FASB) – PAAの適格性

保険料配分アプローチの適格性規準

- 適格性規準については、直近では2011年10月の合同会議で議論された。この会議での意見を踏まえ、スタッフは、原則主義に基づく適格性規準を2つ提案した。
- さらに、スタッフは適用指針の開発が必要であると考えている。

スタッフ提案

以下の2つの規準のいずれかに該当する場合、保険者はPAAではなくビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)を適用すべきである:

- a. 予想キャッシュ・フロー規準 – 保険金発生前の期間において、予想正味キャッシュ・フローに重要な変動が生じる可能性があり、その重要な変動が不利な契約テストによって捕捉されないかもしれない
- b. 保険料配分規準 – 例えばカバー期間の長さに関する重要な不確実性がある場合など、各報告期間において認識される保険料の金額の決定にあたり、重要な判断が必要とされる

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面 2A (IASB) / 78A (FASB) – PAAの適格性

FASBの審議内容

- 理事たちは、1つ目の規準に不利な契約テストを含めるスタッフの提案が有用であるか納得できなかった。
- スタッフは、このテストは当初認識後に予想キャッシュ・アウトフローが著しく減少する状況を捕捉すると説明した。この状況は有利な結果であり、不利な契約テストでは測定目的では捕捉されない。
- 1つ目の規準がその計算単位に依存するというスタッフの説明も批判の的となった。キャッシュ・フローの見積りを個々の契約単位あるいはポートフォリオ単位で行っても異なる結果を生じさせないはずだと考えられているためである。
- スタッフは、2つ目の規準が報告期間における保険料の配分に関するものであると説明した。
- 一部のFASB理事は、短い報告期間(例えば四半期や半期)の場合にはほとんど全ての契約がパスしてしまうため、2つ目の規準は効果的に機能しない選択手段であると考えている。
- 審議で浮き彫りになったのは、一部のFASB理事が2モデル・アプローチへの強い選好をもち続けていることである。

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面2A (IASB) / 78A (FASB) – PAAの適格性

IASBの審議内容

- これまでの会議で、PAAをBBAの簡便法と考えるべきか、あるいは別個のモデルと考えるべきかについて審議がなされた。
- 理事たちは、PAAは簡便法であるべきことに同意しているようであった。しかしながら、提案された規準が2モデル・アプローチにつながることを懸念する理事もいた。
- PAAは主にカバー期間が12ヶ月までの契約に適用されること、及び適格性規準で12ヶ月に言及することが有用であることについて全体的な同意が見られた。
- スタッフ提案にPAAがBBAの簡便法として利用可能である旨を追加することが提案された。
- 提案された規準は適用指針に含められるべきであり、また、その規準には12ヶ月未満の契約への明確な言及が追加されるべきである。

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面2B (IASB) / 78B (FASB) – PAAの測定手法

保険料配分アプローチの測定手法

スタッフ提案 – 割引と利息の付与

スタッフは、割引と利息の付与に関連した2つの代替案が議論されるべきであると提案した:

- A. 残余力バーに対する負債（責任準備金）は割り引くべきではなく、また、その負債に対して利息を付与すべきではない。
- B. 割引と利息付与は、重要な財務要素を有する契約に対して要求すべきである。また、実務上の簡便法として、契約のカバー期間が1年未満である場合、保険者は割引と利息付与を適用する必要はない。

審議の内容

- IASB理事は概ね第2案を好んでいるようであった。この案は収益認識プロジェクトと統合的であることを意図したものである。
- FASBでの教育セッションでは、最終会計基準でどちらの案を選択するかについて意見が分かれた。

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

書面2B (IASB) / 78B (FASB) – PAAの測定手法

保険料配分アプローチの測定手法

スタッフ提案 – 新契約費

スタッフは新契約費に関する2つの論点を挙げた。

1. 新契約費の測定は、ビルディング・ブロック・アプローチに整合させるべきか(a)、あるいは収益認識プロジェクトと整合させるべきか(b)?
 - a) 新契約費には直接帰属費用 (FASBは契約獲得ベース)を含み、保険者は増分ではない直接帰属費用を費用処理することが許容される。
 - b) 新契約費には増分費用のみを含み、保険者は、カバー期間が1年以内である場合に全ての新契約費 (増分費用) を費用処理することが許容される。
2. 収益認識プロジェクトに整合させるなら、新契約費は資産として (負債は新契約費部分をグロスアップして) 認識されるべきであり、残存カバーに対する負債 (責任準備金) の減少と整合的に償却されるべきである。

訳注: 収益認識プロジェクトにおける増分費用 (回収可能と見込んでいるもの) の取り扱い

・原則として資産計上 (再公開草案「顧客との契約から生じる収益」94項)

上記2が関連する

・実務上の便宜として、認識すべき資産の償却期間が1年以内の場合は費用処理を容認 (同97項)

上記1(b)が関連する

FASB・IASBの単独会議の詳細 – 1月18日・25日

Paper 2B (IASB) / 78B (FASB) – PAA mechanics

FASBの審議内容 - 新契約費

- 一部のFASB理事は、BBA及び収益認識基準と整合させることを選好した。これは、3つの問題を一緒にして取り組むことを示唆するものである。
- 他の理事は、PAAが別個のモデルであれば、BBAの取り扱いを修正せずにPAAを収益認識のアプローチと整合させることができると述べた。
- ある理事は、一部の**新契約費**を費用処理し他の**新契約費**を資産化することを許容すると矛盾した結果が生ずるので、最終基準にはこのような記述を含めるべきではないと述べた。

IASBの審議内容 - 新契約費

- IASBは、概ねBBAの取り扱いとの整合性を選好しているようであった。
- 「増分」とはポートフォリオレベルか契約レベルなのかについて、多少の議論が行われた。
- 数名のIASB理事は、DAC（繰延新契約費）はキャッシュ・フローを生じさせるものではないため、資産として計上すべきではないと感じていた。これにかわって、繰延新契約費を契約の構成要素として考慮することが提案された。

今後の日程及び次のステップ

- 保険契約についての次回の合同会議は2月27～29日と予想される
- さらなる改訂が行われることを条件に、「短期契約 - 適格性規準と測定手法」が2月に再度議題とされるであろう。
- 以下の論点が再審議対象のままである：
 - 有配当投資契約
 - 預り金要素のアンバンドリング / 分解表示
 - 残余マージンのアンロック / 単一マージンの事後測定
 - OCIの使用 / 金融商品会計
 - 包括利益計算書における保険料の表示
- IASB・FASB双方の次のデュープロセス文書（再公開草案等）は、2012年6月までに公表されることになっている。
- 最終基準は2013年に公表される。
- 次回のIWG（保険ワーキンググループ）は2012年3月の後半に開催されるだろう。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

fnagari@deloitte.co.uk

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

Insurance Centre of Excellence:

insurancecentreofexc@deloitte.co.uk

